

令和9年4月から

保育所(園)・認定こども園の利用を希望する人へ



来年4月から教育・保育施設の利用を希望する人の受け付けが、11月から始まります。家庭の状況に合わせて利用できます。



施設の種類

保育所(園)／就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わり、保育を行う施設です。市内には公立保育所が9施設、私立保育園が6施設あります。認定こども園／幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

三つの認定区分

市が認定する区分により、保育所(園)や認定こども園を利用できます(別図)。

- 1号認定／満3歳以上で教育を希望する子ども
- 2号認定／満3歳以上で保育を必要とする子ども
- 3号認定／満3歳未満で保育を必要とする子ども

保育所などを利用するには

2号か3号の認定を受けて保育所などを利用する場合は、次の「保育を必要とする理由」のいずれかに該当する必要があります。※世帯状況などにより、利用の優先度が調整される場合があります。

保育を必要とする理由

- 就労や求職活動(起業準備などを含む)
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病や障がい
- 同居の親族などの介護や看護
- 災害復旧
- 就学(職業訓練校での訓練などを含む)
- 児童虐待やDVの恐れがある
- 前記に類する状態として、市が認めた場合

ハニカムで利用を支援

子育て支援センターハニカムでは、保育所(園)や認定こども園、一時預かりなどの子育て支援サービスの中から、それぞれの家庭に合ったサービスを紹介、利用できるように支援を行っています。

閩子育て支援センターハニカム ☎62-7099

保育料はどうなるの

世帯の住民税額を基に、市が決定します。3歳以上の子どもの保育料は無料です。

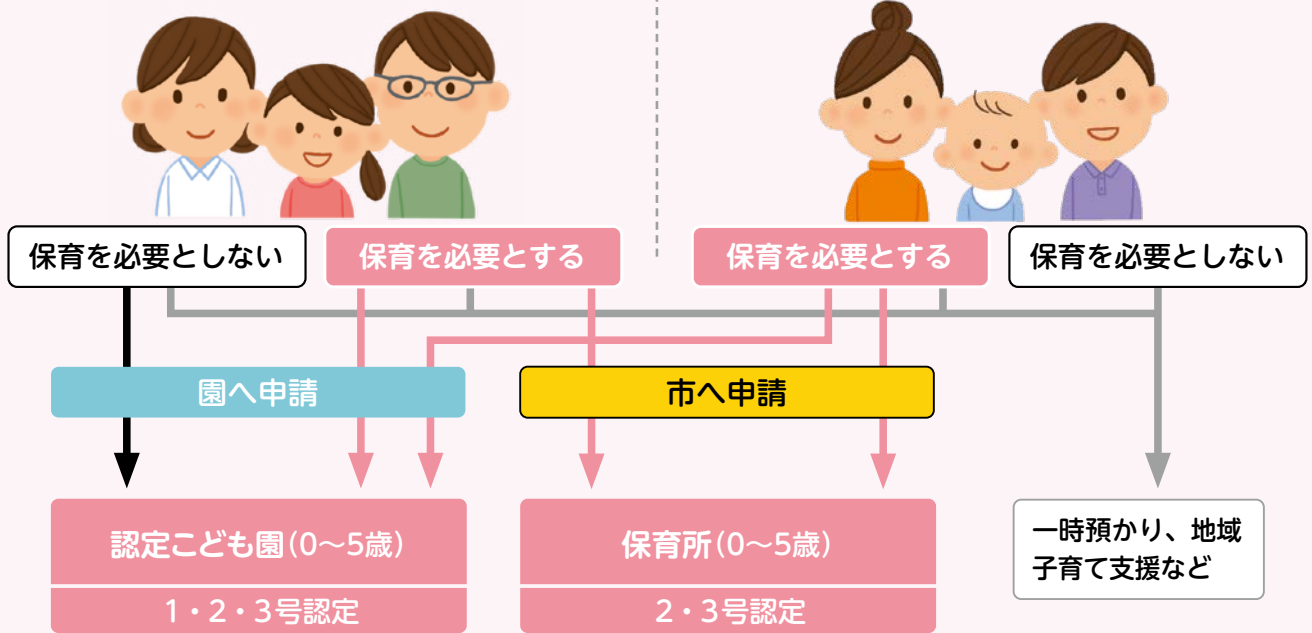
問い合わせ先

子育て支援課保育所運営班 ☎62・5313

子育て支援サービスの提供イメージ

満3歳以上の子どもがいる家庭

満3歳未満の子どもがいる家庭



【保育所(園) 受け付け日程表】

受付時間／午前9時～午後4時

利用を希望する保育所	受付日	場所
中央第三保育所	11月2日(月)	※各保育所(園)では行いません。 市役所1階 市民ホール
ふたば保育所		
池の端保育所		
中央第一保育所	11月4日(水)	
共和保育所		
古城保育所		
ひかり保育園		
日の出保育所	11月5日(木)	
海上保育所		
いいおか保育所		
おうめい保育園		
サンライズベビーホーム	11月6日(金)	
ひがた保育園		
鶴巻保育園		
干潟町中央保育園		

【認定こども園 受け付け日程表】

入園を希望する 認定こども園	電話番号	受付開始
あさひこひつじ幼稚園	☎63-3700	11月～ ※受付期間や時間 などは、各園に 問い合わせてく ださい。
旭幼稚園	☎62-0788	
うなかみ幼稚園	☎55-2643	
いいおか幼稚園	☎57-3332	

保育所

対象／2・3号認定の子ども

申請書類の配布場所／各保育所、子育て支援課

●一次受付期間

左表のとおり、市役所で受付期間を設けます。都合がつかない場合は、期間中の別の日に提出してください。

11月6日(金)までに提出できない場合は、12月4日(金)まで子育て支援課に提出してください。

11月6日(金)までに提出できない場合は、12月4日(金)まで子育て支援課に提出してください。

認定こども園

対象／1・2・3号認定の子ども

申請書類の配布場所・提出先／各認定こども園

●二次受付期間

12月7日(月)から令和9年2月26日(金)まで、子育て支援課で申請を受け付けます。

※希望する施設を利用できない場合があります。

市外の保育所などの利用を希望する人は、事前に子育て支援課に連絡してください。

令和9年5月以降の利用を希望する人は、保育所は子育て支援課に、認定こども園は各園に確認してください。

11月から開始

利用申請受け付け

※入園は、市と認定こども園で協議の上、決定します。

そのほか

市外の保育所などの利用を希望する人は、事前に子育て支援課に連絡してください。

令和9年5月以降の利用を希望する人は、保育所は子育て支援課に、認定こども園は各園に確認してください。

令和9年5月以降の利用を希望する人は、保育所は子育て支援課に、認定こども園は各園に確認してください。